厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

職業安定分科会雇用保険部会（第215回）	資料１
令和８年11月10日	

暫定任意適用事業について

厚生労働省 職業安定局 雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

雇用保険制度の概要（体系）

雇用保険制度：雇用に関する**総合的機能**を有し、以下を行う制度
① 労働者が失業した場合、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために**失業等給付及び育児休業等給付を支給**
② 失業の予防、雇用状態の是正・雇用機会の増大、労働者の能力の開発等を図るための**二事業を実施**

【】内は令和8年度予算額。

雇用保険

- **失業等給付** 【14,151億円】
  - 保険料率は8/1000（※1）を労使折半★
  - Ⅰ 求職者給付（基本手当等） 【9,779億円】 国庫負担1/4又は1/40
  - Ⅱ 就職促進給付（再就職手当等） 【2,150億円】 国庫負担なし
  - Ⅲ 教育訓練給付（教育訓練給付金、教育訓練休暇給付金） 【556億円】 国庫負担1/4又は1/40（教育訓練休暇給付金のみ）
  - Ⅳ 雇用継続給付（介護休業給付金、高齢継続給付） 【1,666億円】 国庫負担1/8（介護休業給付金のみ）（※2）
- **求職者支援事業** 【215億円】 国庫負担1/2（※2）
  - 保険料は★の内数
- **育児休業等給付** 【9,649億円】
  - 保険料率（育児休業給付に充当）は5/1000（※1）を労使折半
  - Ⅰ 育児休業給付（育児休業給付金、出生時育児休業給付金） 【8,896億円】 国庫負担1/8
  - Ⅱ 出生後休業支援給付・育児時短就業給付 【753億円】 子ども・子育て支援金を充当
- **二事業** 【6,368億円】 国庫負担なし
  - 保険料率は3.5/1000を事業主負担
  - Ⅰ 雇用安定事業（雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等）
  - Ⅱ 能力開発事業（人材開発支援助成金、職業能力開発施設の設置・運営等）

※1 法律の本則上の保険料率を記載。令和8年度は、失業等給付：6/1000、育児休業給付：4/1000。
※2 求職者支援事業の国庫負担割合は、当分の間、本則の55%水準に引き下げ。**介護休業給付金の国庫負担割合は、令和8年度までの間は、本則の10%水準に引き下げ。**

雇用保険の適用事業及び被保険者

適用事業及び被保険者について

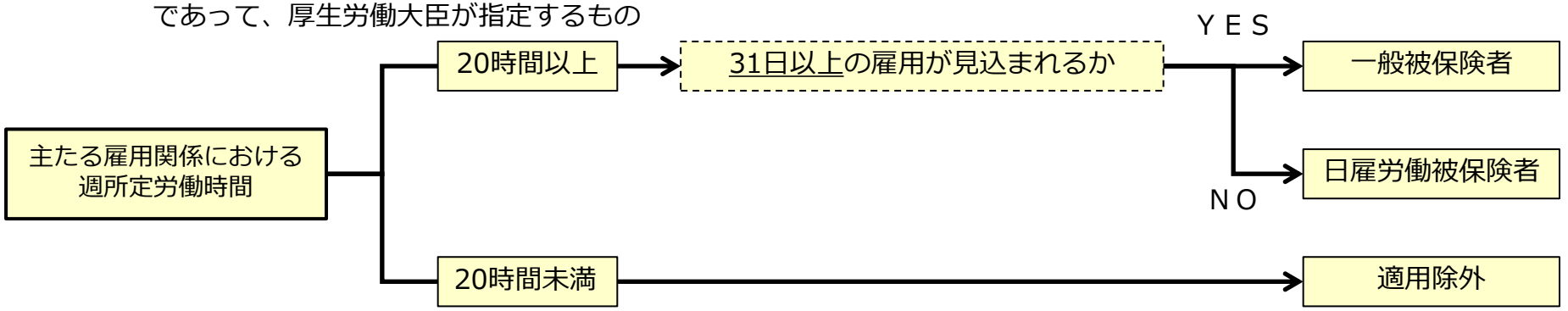
○雇用保険は、一部の事業**（農林水産業の個人事業で常時５人未満の労働者を雇用する事業＝暫定任意適用事業）**を除き、労働者が雇用される事業を**原則全て適用事業**としている。【法５】

○雇用保険の適用事業（※１）に雇用される労働者を被保険者としている。【法４Ｉ】

＜適用除外＞【法６】

① １週間の所定労働時間が**20時間**（※２）未満である者
② 同一の事業主に継続して**31日以上**雇用されることが見込まれない者
③ 季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者に該当する者を除く。）であって、４か月以内の期間を定めて雇用される者又は一週間の所定労働時間が20時間（※２）以上30時間未満である者
④ 日雇労働者（※３）であって、適用区域（※４）に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
⑤ 国、都道府県、市町村等に雇用される者
⑥ 昼間学生

※１　労働者が雇用される事業（農林水産の事業のうち常時雇用する労働者の数が５人未満の個人事業は暫定任意適用事業）
※２　令和10年10月以降は「10時間」
※３　日々雇用される者又は３０日以内の期間を定めて雇用される者
※４　東京都の特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの



雇用保険制度における農林水産業の位置付け

- 農林水産の事業のうち、暫定任意適用事業に該当しない、常時５人以上の労働者を雇用する個人事業及び法人である事業主の事業は、雇用保険の適用事業となっている。
- 季節的に雇用される方（「短期雇用特例被保険者」）を多数雇用する事業については、一般の離職者と異なり、季節ごとの離職があらかじめ想定されていること等から、給付と負担の均衡を図る観点等を考慮し、一般の事業より高い保険料をご負担いただいている（2/1,000上積み）。

○　農林水産業分野の適用事業（任意以外）の現状

	事業所数（所）	被保険者数（人）
農業	26,078	175,880
林業	3,579	29,696
漁業	3,914	30,433
合計	33,571	236,009

（令和８年８月実績）

○　短期雇用特例被保険者数（産業別）

（単位：人）

	短期雇用特例被保険者数	全被保険者数	割合
農業、林業、漁業※	5,493	132,475	4.1%
全体	43,237	44,708,108	0.1%

（令和４年度実績）

※　特掲産業のうち、保険料率が一般保険料と同じ事業所は除いて集計。

○　雇用保険料率（令和８年度）

	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①＋②雇用保険料率
一般の事業	**5/1,000**	**8.5/1,000**	**5/1,000**	**3.5/1,000**	**13.5/1000**
農林水産・清酒製造の事業（※）	**6/1,000**	**9.5/1,000**	**6/1,000**	**3.5/1,000**	**15.5/1000**
建設の事業	**6/1,000**	**10.5/1,000**	**6/1,000**	**4.5/1,000**	**16.5/1000**

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖及び特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用。

暫定任意適用事業について

○雇用保険は、労働者が雇用される事業を原則全て適用事業としているが、
農林水産業のうち、個人事業で常時５人未満を雇用する事業を**暫定任意適用事業**としている。

（参考）雇用保険法（昭和49年法律第116号）制定時、農林水産の事業については、事業所の把握が困難な場合が多く、また、雇用関係、賃金支払関係が必ずしも明確でない場合が多いため、一時に全面適用とすることは、事務的に困難であるのみならず、その実行を期しがたい状況にあることから、暫定任意適用事業とされた。

○暫定任意適用事業の現状（令和８年８月時点）

事業所数：4,452件　　被保険者数：8,401人

	事業所数（所）	被保険者数（人）
農業	3,688	6,846
林業	421	876
漁業	343	679

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）
（適用事業）
第五条　この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。
２　（略）

附則
（適用範囲に関する暫定措置）
第二条　次の各号に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業（事務所に限る。）を除く。）であつて、政令で定めるものは、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、任意適用事業とする。
一　土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
二　動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（船員が雇用される事業を除く。）
２　（略）

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）（抄）
（法附則第二条第一項の政令で定める事業）
第二条　法附則第二条第一項の政令で定める事業は、同項各号に掲げる事業のうち、常時五人以上の労働者を雇用する事業以外の事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業を除く。）とする。

雇用保険の加入により受けることができる給付金・助成金等

○ 雇用保険加入により、**雇用者が失業した場合の生活の安定確保やスキルアップ、雇用の安定に資する給付・支援等が活用可能。**

雇用保険に加入することで受けることができる給付金・助成金等

【失業した場合の生活の安定等を確保するもの】

● **失業給付（基本手当）** ※個人向け支援
倒産、契約期間の満了等により離職した場合に支給。

【スキルアップのための環境を提供できるもの】

● **教育訓練給付金** ※個人向け支援
在職者又は離職後１年以内の者が自ら厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した場合に、費用の一部を支給。

● **人材開発支援助成金による支援** ※事業者向け支援
労働者に専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

● **雇用就農資金による支援** ※事業者向け支援
雇用保険への加入や労働基準の設定等の要件を満たした農業法人等における49歳以下の就農希望者の雇用を支援。

【雇用者の就業継続や雇用の安定に資するもの】

● **育児休業等給付** ※個人向け支援
原則１歳未満の子を養育するために育児休業を行う場合、育児休業給付金等を支給。

● **介護休業給付** ※個人向け支援
対象家族の介護を行うために休業をする場合、介護休業給付金を支給。

● **キャリアアップ助成金による支援** ※事業者向け支援
有期雇用労働者等の正社員転換、処遇改善の取組を実施した場合に助成。

● **両立支援等助成金による支援** ※事業者向け支援
働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む場合等に助成。

（参考）雇用保険に加入していなくても受けることができる給付金・助成金等

● **雇用体制強化事業（就労条件改善タイプ）による支援** ※事業者向け支援
就業規則の策定や作業工程の見直し等の就労条件改善のための取組を支援。

● **業務改善助成金** ※事業者向け支援
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資を中小企業等が行った場合、費用の一部を助成。

● ：厚生労働省施策　● ：農林水産省施策

暫定任意適用事業を巡るこれまでの主な指摘

◆雇用保険部会報告（2024年１月10日）（抄）

第３ 雇用保険制度等の見直しの方向

１ 雇用保険制度の適用拡大について

○　なお、労働者代表委員からは、当分の間、任意適用事業とされている農林水産業の個人事業で常時５人未満の労働者を雇用する事業について、暫定任意適用事業の撤廃を含めて検討を行うべきとの意見があった。

◆雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

（令和６年５月９日参議院厚生労働委員会）

五、雇用保険の強制適用事業ではない暫定任意適用事業について、実態の把握を行い、適用の在り方について労働政策審議会において議論を行うこと。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

農林水産業における
雇用保険等の適用状況等に関する調査について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

農林水産業における雇用保険等の適用状況等に関する調査（概要）

独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）により、暫定任意適用事業の対象となっていると考えられる農林水産業の一定規模以下の個人経営体及びその労働者を対象に、アンケート調査を実施。

調査の概要

1　調査の名称

・事業所調査・労働者調査を実施
・以下「農林水産業における雇用保険等の適用状況等に関する調査」と総称。

2　調査の趣旨・概要

厚生労働省からの研究要請を基に、全国で農業、林業、水産業を営む個人事業主の方を対象に、労働保険（雇用保険等）の適用状況等について把握するもの。

3　調査の対象

事業所調査：全国で農林水産業を営む一定規模以下の個人事業主　18,000事業所（無作為抽出）
　　有効回答数　3,976事業所（22.1%）※1
労働者調査：上記の事業所で働く従業員※2　約10万人（最大配布総数※3）
　　有効回答数　4,001人　（４.0%）※4

※１　調査の結果、法人事業であると回答した事業所を含む（法人事業を除くと3,795事業所）。
※２　事業所に直接雇用されている方（正社員、パート･アルバイト、契約社員、技能実習生など、形態は問わない）を調査対象として実施。
※３　事業所規模1～5人想定には一律5人分、6～10人想定には一律10人分を同梱し、直接雇用者に対する配布を依頼。
※４　調査の結果、勤務先での就業形態として直接雇用以外を選択した者や不明を含む（個人事業で働く直接雇用者に限定すると2,695人）。

4　調査の方法

郵送法（Web回答併用方式）

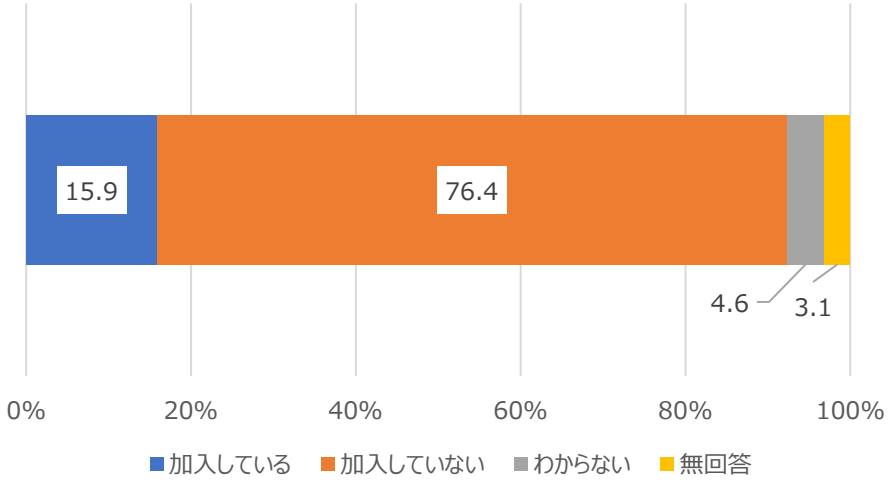
5　調査実施期間

令和８（2026）年４月９日～６月18日

農林水産業における雇用保険等の適用状況等に関する調査（結果の概要①）

- 調査対象（農林水産業の個人事業主）のうち、「雇用保険に加入している」と回答したのは15.9%。
- 「雇用保険未加入」・「わからない」と回答した事業所のうち、加入意向ありは5.7%、なしは57.8%、わからないは33.7%。

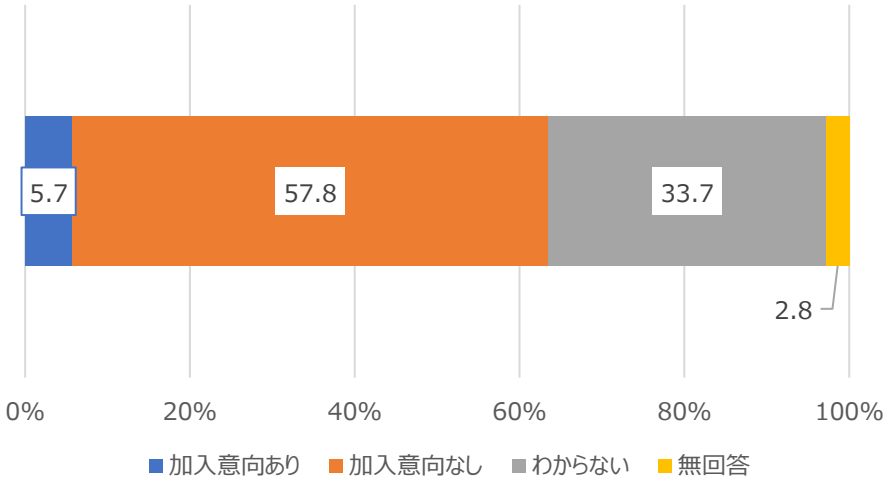
（図１）雇用保険の加入状況



（n=3,795）

（図２）雇用保険への加入意向

（未加入事業所※による回答）



（※）雇用保険の加入状況を「わからない」と回答した事業所を含む。

（n=3,074）

（資料出所）JILPT「農林水産業における雇用保険等の適用状況等に関する調査」（2026年）
速報値をもとに厚生労働省職業安定局雇用保険課にて作成。

農林水産業における雇用保険等の適用状況等に関する調査（結果の概要②）

- 雇用保険に加入済の事業所のうち、76.7%がメリットがある、74.7%がデメリットがあると回答。
- メリットとしては「労働者の採用に有利」（50.0%）、「労働者の定着に効果」（37.6%）等が挙げられている。

（表１）雇用保険加入のメリット・デメリット（加入済事業所による回答）　（%）

何らかのメリットがある（合計）	76.7
労働者の採用に有利である	50.0
労働者の定着に効果がある	37.6
労働者向けの育児休業給付金・介護休業給付金を活用できる	12.9
事業所向けの助成金等により、ライフステージに応じた勤務環境を整備できる	6.3
労働者向けの教育訓練給付や、事業所向けの教育訓練を支援する助成金等を活用できる	5.5
その他メリット	3.8

何らかのデメリットがある（合計）	74.7
保険料（事業主分）について、経済的な負担が大きい	51.0
保険料（労働者分）について、労働者から不満の声がある	7.0
雇用保険加入に、事業主のメリットが感じられない	23.5
雇用保険加入に、労働者のメリットが感じられない	8.3
雇用保険の加入手続（事業主・労働者の適用手続）が、手間である	23.8
雇用保険料の納付手続が、手間である	18.9
その他デメリット	1.2

（n=604）

（注）複数回答式。「何らかのメリットがある」・「何らかのデメリットがある」はそれぞれの内訳の合計とは一致しない。

（資料出所）JILPT「農林水産業における雇用保険等の適用状況等に関する調査」（2026年）
速報値をもとに厚生労働省職業安定局雇用保険課にて作成。

農林水産業における雇用保険等の適用状況等に関する調査（結果の概要③）

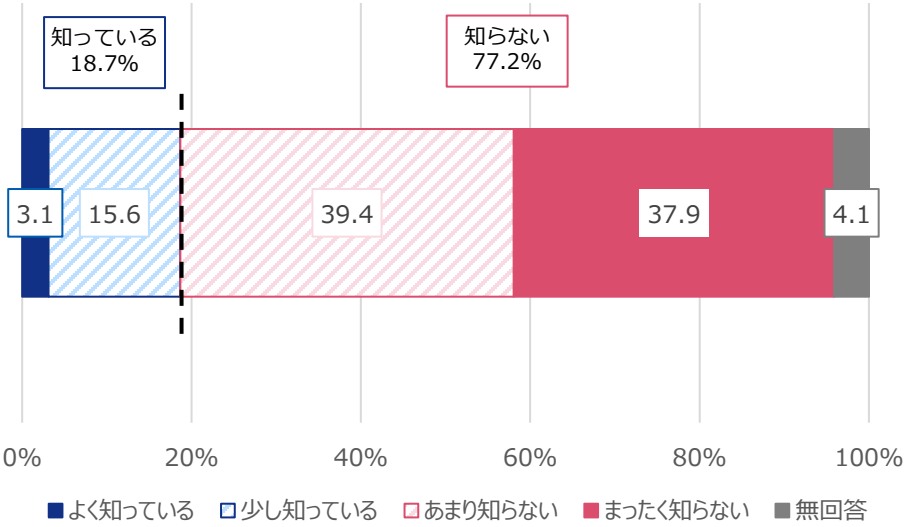
- 雇用保険に未加入の事業所は、保険料負担や雇用保険手続等を未加入の理由として挙げている。
- 未加入事業所のうち、雇用保険制度について「知っている」と回答した割合は、18.7%。

（表２）雇用保険未加入の理由（未加入事業所による回答）　（%）

未加入の理由	割合
保険料（事業主分）が、経済的に負担である	33.8
雇用保険について、そもそも内容や加入手続きがわからない	33.3
雇用保険の加入手続が、手間である	10.3
日頃の労務管理が煩雑である	8.7
利用できる事務組合が近隣にない／わからない	8.3
保険料（労働者分）について、労働者の理解が得られない	7.4
雇用保険料の納付手続が、手間である	6.1
多忙等の理由により、加入手続きをする時間がない	5.0
その他（常時雇用者がいない、少ない、季節労働、家族経営等）	19.6
その他（それ以外）	11.2
無回答	5.4

（注）複数回答式　（n=2,900）

（図３）雇用保険の給付金、加入要件、保険料等の認知度
（未加入事業所※による回答）



（n=3,074）

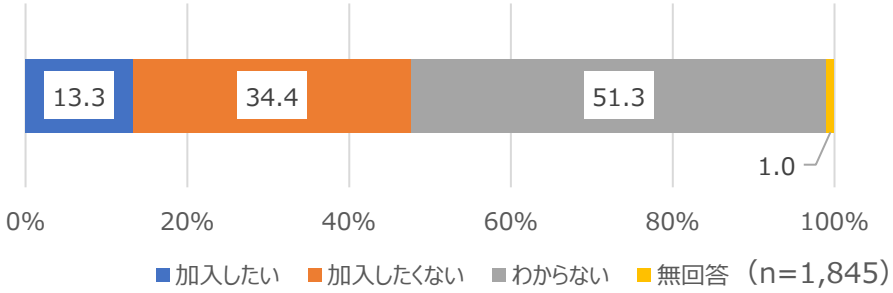
（※）雇用保険の加入状況を「わからない」と回答した事業所を含む。

（資料出所）JILPT「農林水産業における雇用保険等の適用状況等に関する調査」（2026年）
速報値をもとに厚生労働省職業安定局雇用保険課にて作成。

農林水産業における雇用保険等の適用状況等に関する調査（結果の概要③）

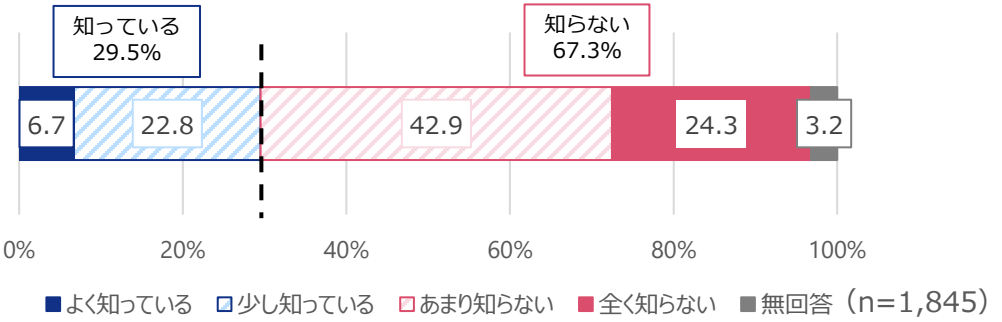
- 雇用保険に加入していない労働者のうち、加入意向ありは13.3%、なしは34.4%、わからないは51.3%
- 加入したい理由は「失業給付が受けられるから」、加入したくない理由は、「保険料負担」、「必要性を感じない」が多い。
- 雇用保険に加入していない労働者のうち、雇用保険制度について「知っている」と回答した割合は、29.5%。

（図４）雇用保険への加入意向（未加入労働者※による回答）



（※）雇用保険の加入状況を「わからない」と回答した労働者を含む。

（図５）雇用保険の給付金、加入要件、保険料等の認知度（未加入労働者※による回答）



（※）雇用保険の加入状況を「わからない」と回答した労働者を含む。

（表３）雇用保険に加入したい理由

加入したい理由	割合
失業給付が受けられるから	71.0
生計維持のために働いているから	34.7
雇用が不安定と感じているから	20.0
介護休業給付が受けられるから	14.3
育児休業給付が受けられるから	8.2
教育訓練給付が受けられるから	8.2
その他	1.2
わからない	1.2
無回答	0.8

（n=245）

（注）複数回答式

（表４）雇用保険に加入したくない理由

加入したくない理由	割合
保険料の負担があるから	48.7
加入する必要性を感じないから	43.5
加入するメリットがわからないから	14.5
雇用保険についてよく知らないから	11.2
その他	5.2
わからない	4.6
無回答	1.1

（n=635）

（注）複数回答式

（資料出所）JILPT「農林水産業における雇用保険等の適用状況等に関する調査」（2026年）
速報値をもとに厚生労働省職業安定局雇用保険課にて作成。